

〈 承 認 条 件 〉

総括的条件

- (1)本工事の施工により、道路に付加される物件等については浅川町に帰属する旨の承諾書を提出すること。
- (2)本工事に伴い発生する廃棄物等については、申請人の責任において適正に処理すること。
- (3) 本工事が竣工したときは工事完了届及び施工前・中・後の写真を整理し提出すること（特に舗装厚等については、寸法が確認できるよう撮影すること）。
- (4) 本工事に起因し道路及びその他付属物等に損傷を与えた場合には、申請人の負担により原状復旧すること。また、本工事に伴うかし担保期間は、路盤に及ぶものは2年間、その他は1年間とする。

技術的条件

- (1)法の切取及び切取後の構造は、落石、土砂崩落等のないよう施工すること。
- (2) 工事については、添付図書等に基づき町の指示する構造及び方法で施工すること。
- (3)境界杭等については十分注意のうえ設置すること。
- (4)舗装復旧の構造および範囲等については、町の指示に従うこと。

交通対策等に関する条件

- (1)工事にあたっては、事故防止に努めるとともに、一般交通及び近隣住民に支障を与えないこと。
- (2)交通保安等については、別途警察署の許可を受け、道路使用許可条件等、その指示に従うこと。
- (3)工事用材料及び機械器具等は常に整理し、交通の妨げにならないよう注意し、工事の進捗に応じて逐次路外に搬出すること。
- (4)本工事が原因により、道路管理者及び第三者に損害を与えた場合、一切の賠償責任を負う旨の誓約書を提出すること。